

**製造業安全対策官民協議会**  
**第2回サブワーキンググループ（向殿 SWG）検討会**  
**議事要旨**

平成 29 年 8 月 8 日（火） 13：30～15：00  
安全衛生総合会館 8 階 大会議室

1 出席者

出席者名簿のとおり

2 開会

向殿主査より各業界団体に対し、短期間で多くのアンケートにご協力いただいたことへの御礼及び調査結果を有意義に活用する旨の挨拶があった。

2 議事

(1) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する調査について

事務局より資料に基づき暫定集計結果を説明した。意見等は下記のとおり。

- ・ 結果は、今までの OSHMS に関する調査と似たような結果となっている。
- ・ OSHMS を普及するためには、OSHMS を普及する際に困難な点等（問 13～16）を分析することが必要である。
- ・ 「効果がある」との回答は感想にすぎない。災害発生率での比較が必要であろう。  
→ 今回は暫定集計ということで、単純集計のみとなっている。これから詳しく集計することを予定しているので、災害発生率での比較も行う。
- ・ 回収率はどのように計算しているのか。企業数、事業場数で分母と分子が異なるので、基準を明確にする必要である。  
→ 「回答のあった企業数／依頼した企業数」で回収率を計算し、事業場単位での集計はしない方向で検討する。
- ・ 導入しているところが前向きに取り組んでいることは回答から分かるが、「導入していない」「効果がない」と回答しているところをターゲットに分析を行えば、OSHMS を推進していく方向性が見えるのではないか。また、平成 22 年に同様の調査を行っている。7 年前のものとの違いも比較してはどうか。
- ・ 第三者認証を取得する障害（困難な点）は、認証の費用ではなく、人材の確保であるということがこの調査から分かる。
- ・ 第三者認証は多大な労力がかかる。安全衛生部門が独立しているところはなんとか対応できるが、兼務で行うには負担が大きすぎる。規模の小さな所では、安全衛生担当はほとんどが職長や係長との兼務であり、これ以上の負担増はやめてくれとの意見もあるようだ。
- ・ 以前認証を取得していて、認証を辞めたところの意見の分析や必要に応じてヒアリング等を行うのもよいのではないか。

本日の考察を次回までに事務局で整理する。また、分析提案があれば、事務局あてメールするこ

ととなった。

(2) 労働安全衛生マネジメントシステムの普及・有効活用に関する提言について

事務局より JIS 原案作成委員会に申し入れる内容について説明した。意見等は下記のとおり。

- ・ 「日本の企業は第三者認証を労働災害防止のために活用してきている」は言いすぎである。限定しない言い方にしたほうが良い。
- ・ 「継続的改善のために第三者認証を利用している」などの表現にすればよいのではないか。
- ・ たとえビジネスのためであっても、このようなアンケートでビジネスのためという回答は選択しないであろう。
- ・ JIS の中で、たとえば KY のやり方を事細かに規定するなど、安全衛生活動のやり方まで縛るのは避けるべき。
- ・ 回答率 (%) を記載するなら、調査名も記載する必要がある。

出された意見を踏まえ、事務局で提言案を修正し、主査一任とすることとなった。また、JIS 原案作成委員会への提言方法については、主査、厚労省、経産省とで相談し後日決定することとなった。

(3) リスクアセスメントに関する調査結果について

事務局より資料に基づき暫定集計結果を説明した。意見等は下記のとおり。

- ・ 単純に災害発生率の高い低いグループ分けをしてしまうと、事業場規模別の比較をしていることと同じことになってしまうため、100 人～999 人の事業場に限定して解析すべきである。
- ・ 災害発生率と対策の実施に一貫した傾向が出ているかどうかを判断しやすくするため、災害発生率での分割は 2 分割ではなく、3 分割にし、比較を行ったほうがよい。鉄鋼の自主点検に関する調査でも 3 分割で解析を行っている。
- ・ 検討課題では、業界ごとの違い等も検討することになっているけれど、このようにすると災害が減るということをまとめることができればよい。
- ・ 協議会に参加している 9 団体では、これを推奨するといったものが出せれば、モチベーションアップにも繋がるであろう。

出された意見を踏まえ、事務局で整理する。また、分析提案があれば、事務局あてメールすることとなった。

(4) 今後の検討について

事務局より今後（神戸大会まで、神戸大会以降）の検討案について説明を行った。また、主査より、息の長い検討会になるが、よろしく願いする旨の発言があった。

(5) 老朽化した生産設備における安全対策の調査分析事業について

同事業を受託している三菱ケミカルリサーチより、資料に基づき説明を行った。同事業は、設備等の共通の基準を作成することが目的であり、参加団体に対し、協力をお願いした。

参考資料として、「IT を活用した新しい安全衛生管理手法のすすめ方（概要編）」（平成 21 年 5 月、厚労省パンフレット）を配付した。作成当時は技術的に難しいものもあったが、現在は実現可能となったものが多数あるので、参考にしていただきたい旨の発言が主査よりあった。